都幾川村·玉川村

2005.1 第4号

合併協議会だより

平成16年12月21日(火)に第4回合併協議会が開催されました。協議の結果、三つの協定項目が決定され、50協定項目中49協定項目が決定しました。

協議事項

協議第60号 協定項目2 合併の期日について(その2) 合併の期日は、平成18年2月1日とする。

協議第61号 協定項目7 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

- 1 新町の議会の議員の定数については、16人とする。
- 2 議会の議員の任期については、合併の日の前日までとし、市町村の合併の特例に関する法律第7条に規定する在任特例は適用しない。
- 3 新町の議会の議員の報酬額については、合併時に再編する。

協議第62号 協定項目8 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

- 1 新町に一つの農業委員会を置く。
- 2 農業委員会の選挙による委員であった者については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第 1項第1号の規定を適用し、合併後6か月間引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任 する。
- 3 在任期間の報酬額については、都幾川村の例により、合併時に統合する。
- 4 在任特例適用後の新町の農業委員会の選挙による委員の定数については、13人とし、選挙区は設けないこととする。

協議第59号 新町建設計画案について

新町建設計画案について協議され、協議結果を踏まえて埼玉県と事前協議を開始することを決定しま した。

新町のまちづくりの三つの目標と七つの基本方針

まちづくりの目標 新町のまちづくりの三つの目標を設定します。

人と自然が共生する美しいまち

人々が協働する活力あるまち

地域資源を活かし、新しい地域を創造するまち